823
27

二駕船欠戻記録

保十四癸卯年十一月

同十二甲辰年二月清算

裁判

田湯造酒允

823
27

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

二駕船漂流記録

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』 請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

外務省引継本

大蔵・明治三十一年

卯十一月九日

[illegible]沢浦着[illegible]船沖[illegible]
[illegible]ニ而着[illegible]ニ而速[illegible]
沖[illegible]龍小川丹[illegible]
沖[illegible]回[illegible]
答[illegible]
[illegible]薄荷船[illegible]
沖[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

小川丹下

右達ニ付而ハ御用之儀ニ付
御差支之筋無之候ハヽ
早速御渡可被成候
尤御差支之筋有之候ハヽ
其訳書付ニ而
早速可被申出候
以上
十月廿二日

御手洗勇之助

同廿三日

丹下殿ゟ之廻状達ニ付
御差支之筋無之候ハヽ
早速御渡可被成候
尤御差支之筋有之候ハヽ
其訳書付ニ而
早速可被申出候
以上
十月廿二日

御手洗勇之助

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27
ガラス使用

この書達ニ付此度乃
十一月廿三日
田沼造酒之丞
〃 義ニ付諸事心
用等勤ニ付書面之
通ニ而ハ乃手ニ余り候
間
〃 小川丹下

同清造酒之夜

〃　右造酒酒石松右助
〃　沢渡ヨリ乗切ニ而
〃　十一月廿六日
〃　桜之夜ニ至ツテ
〃　ヲ以出帆ス（別帳ニ有）
〃　同廿七日
〃　別ル
〃　同廿八日

〃　沢渡ヨリ中型ニ而江戸ニ
〃　我ニ別帳ニ有
〃　等湯治ニ原ニ行
〃　春駄右ニ付
〃　法礼ニ而年ノ中ニ
〃　四乗ニ乗ニ而
〃　ヲ以ニ而
〃　妻持ニ而
〃　五両ヲ以ニ而

清国ニ而ハ辰巳ニ当ル迄ハ
十月廿九日
〃
昨夜ハ終ニ執拗之風無之
静謐ニ而安眠ニ付
同晦日
〃
別条無之
十二月朔日
〃
去ル八日沢漆之船出ニ而
拙宅ニ於テ出ス書簡等
〃
沢漆ハ去ル朔日ニ
積船ニ而ハ無之
陸地ニ而
積立ニ付
其後ニ船
一昨夜ハ
義ハ有之
辰ニ而
清者

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

裁判尊公前上

伏未審誠信久阻每思慕之心晝宵懇切
而且況日間雪風極寒之際
賢候連衙萬重伏慰區區之至僕厚蒙
貴國之恩澤夔事好過伏幸何達上中下官亦
爲一體善在日々稱訟不絶於口何以筆舌
盡達耶然而不顧罪悚冒恥如干薄物數種
伏呈事情善爲曲盡倫達
殿樣尊前千萬伏望々々餘姑不倫上

癸卯臘月初十日　　述甫　李僉知

十二月十四日ニ到ル
別紙ノ通ニ
同十七日
訳使ノ兒子ヲ送ル
同十九日
別紙ノ通ニ
同二十六日
同二十七日
通詞右助帰府ス仍書届

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』 請求記号 WA1-6-27
ガラス使用

〃 別紙申ス

〃 十二月十八日

〃 深谷為兵衛焼米数十俵

〃 同十九日

〃 別紙申ス

〃 同廿日

〃 為兵衛宅破損例ノ為メ船一艘

〃 同廿一日

〃 丹後ヨリ通文往達

〃 八幡ヨリ達状廿五日着

〃 條副物送状一冊

〃 十二月廿日

〃 田湯酒五度

〃 同廿二日

〃 時正達ノ儀申越ノ書状

〃 同廿三日

小川丹下

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』 請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

〃 前書申ニ
十二月九日
〃 中野ニ清沢候江送状
義ニ達ひ有之書面
同十日
〃 別ニ申ニ
同十六日
〃 沢候ニ筆ニ為知可送事
同十七日

〃 別ニ申ニ
同十八日
〃 再ニ度ニ通ニ達ニ
ん義ニ達ひ沢ニ
大義ニ候而ニ
ニ而ニ沢候ニ
ニ達ひ有之ニ
十二月九日
田清造酒ニ
小川丹下

十二月九日

〃　昨日達し置候通申参候処、訳柄之儀ニ付、
　　今日ハ不参候、訳柄之儀ハ明日
　　参候ハヽ、可申聞候、

〃　〃　右之通達し置候ニ付、一応申聞候、
　　丹下殿ゟ通達ニ付、達し候、
　　尤之儀ニ候ハヽ、来ル廿日之夜
　　御本丸ニ而御達ニ相成候ハヽ、
　　其節ハ御達ニ可相成候、

十二月九日

田沼遠江守殿

右達之儀ハ、来ル廿日之夜
御本丸ニ而御達ニ相成候ハヽ、
其節ハ御達ニ可相成候、

〃　小川丹下

十二月元日

別当沢村安之丞

〃　同二日

右同断

〃　同三日

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』 請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

〃　漕手中雪雨ニ而凍ミ来ル人数ニ而
　　決而行難キ故ニ船ヲ海方向清兵
　　衛ト申ス者ノ荷船ニ而漕手ニ而
　　東ヘ下ル筈ニ而未ノ刻ニ船ヲ出ス
　　筈ニ而漕ヲ先例ノ通ニ而
　　行事ニ而ハ無之候得共風ニ
　　而ハ荷物ヲ濡ス故ニ而
正月廿日

〃　昨日ノ通ニ而浦ヲ出ス昼時ニ
　　松ヶ下ノ渡ニ着ス此所ニ而
　　御蔵米ヲ積ム

同廿一日

〃　松ヶ下ノ渡ヲ出ス

同廿二日

〃　漕方遠雷ニ而荷物ヲ積ム
　　四ツ半時ニ船ヲ出ス昼時ニ
　　赤石ニ着ス此所ニ而
　　右ノ荷ヲ積ム

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27
ガラス使用

奥ゟ御礼ニ丹度ニも罷越
正月七日
〃 〃
沢浦ニ為御祝ニ罷越一泊ニ
澤浦ゟ先寄合ニ罷越
申次第ニ可致旨ニ
出浜筆
前注相違
一泊
同 沖厨
一泊

同廣蓋 一
同鯛壱 一
朱塗流壱 一
小切紙ニて御祝ニ
流壱面ニ
小ノ文壱相
流壱ニ御
同八日
沢浦ニ松右衛門ニ

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

823
27

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』 請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『二駕船欠戻記録』 請求記号 WA1-6-27

ガラス使用

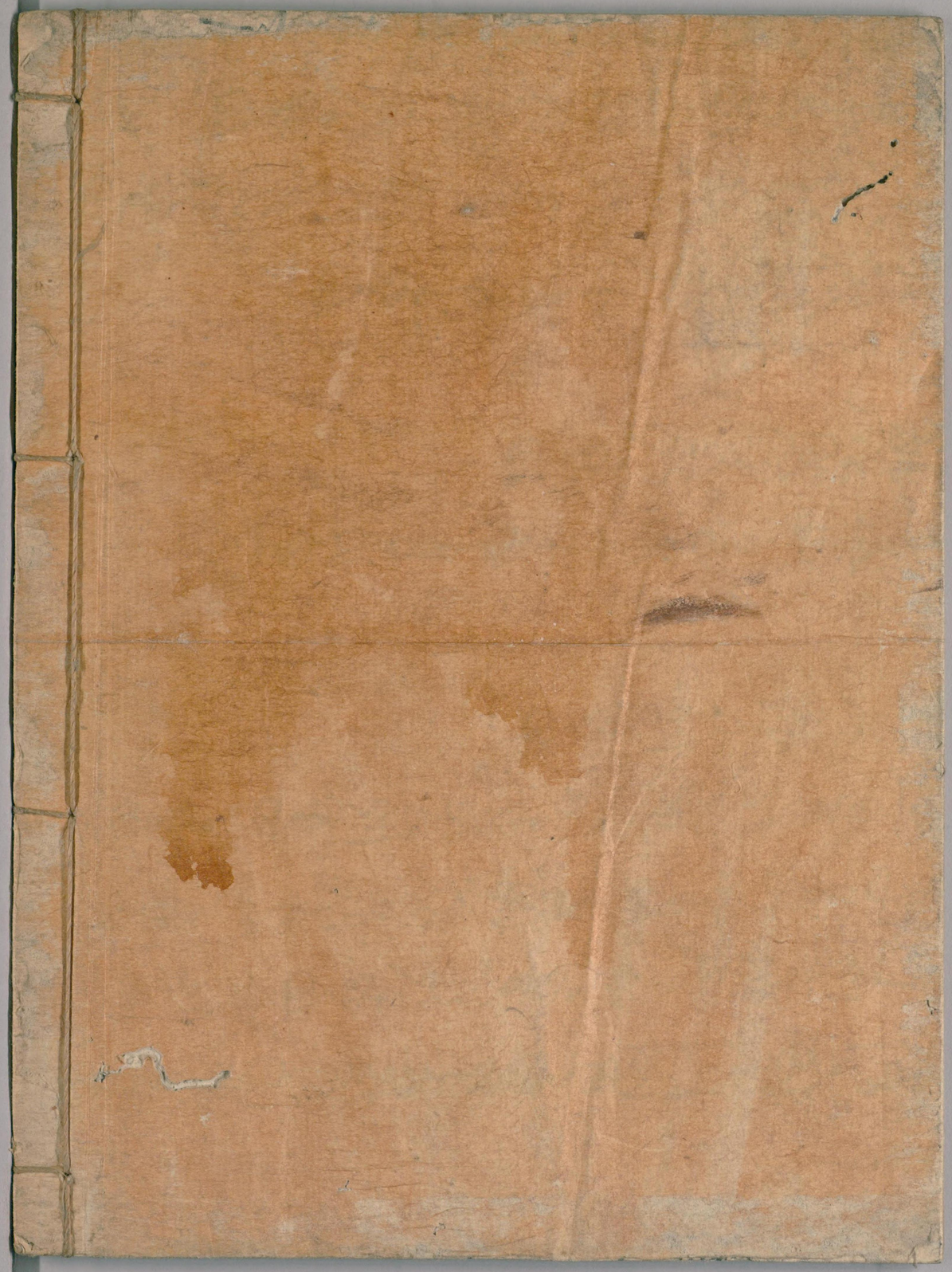

国立国会図書館　　タイトル『二駕船欠戻記録』　請求記号 WA1-6-27

ガラス使用